２５　国民健康保険の基盤強化について

（厚生労働省）

【内容】

(1)　2018 年度から都道府県が財政運営の責任主体となるなどの制度改革が実施されたが、将来にわたり持続可能な国保制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、今後の医療費の伸びに耐えうる財政基盤の確立を図ること。そのために必要な財源については、国が責任をもって確保すること。

(2)　国保運営の在り方の見直し及び国費投入の方策や規模については、引き続き、地方と十分な協議を行うこと。特に、地方単独の医療費助成に係る国庫負担金の減額措置の廃止及び子どもに係る均等割保険料軽減措置の拡充を図ること。

（背景）

○　国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、また所得水準が低いため保険料負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、医療費に見合う保険料（税）収入の確保が困難であり、市町村は法定外の一般会計繰入を余儀なくされ、保険財政は恒常的に逼迫する状況であった。

○　このため、2018 年度から、都道府県が財政運営の責任主体として国保運営の中心的な役割を担うとともに、財政基盤強化策として、毎年 3,400 億円の公費が投入されることとなったが、今後も医療費が伸びていく中で国保を持続可能な制度とし、被用者保険との格差を縮小するためには、この強化策に加え、更なる財政基盤の強化が必要である。

○　また、障害者医療費助成など地方単独事業については、本来国が制度的に対応すべきものを、地方のみに責任を負わせるものであり、国庫負担金の減額措置については、国保財政に大きな影響を及ぼしている。

○　子ども医療費助成に係る減額措置については、2024 年度から廃止されたが、他の医療費助成については、未だ検討に至っていない。

○　子どもに係る保険料（均等割）の軽減措置については、2022 年度から実施されており、対象については 2027 年度から高校生年代まで拡充されるが、軽減額は引き続き 5 割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、軽減割合の拡充を図ることが必要である。

資料３

（　参　考　）

◇ 市町村国保の運営状況　　2023 年度

		国保		協会けんぽ	健保組合
		全国	愛知県		
被保険者	65～74 歳被保険者の割合	44.0%	42.6%	8.3%	3.6%
	無職者の割合	44.4%	43.4%	－	－
	年間所得 200 万円未満の割合 （協会けんぽ・健保組合は総報酬額の割合）	79.5%	68.5%	9.9%	4.3%
	一人当たり医療費	41.8 万円	39.1 万円	21.0 万円	19.3 万円
	保険料負担率	9.3%	8.8%	7.1%	5.7%
財政	保険料収納率	94.20%	95.50%	－	－
	一般会計からの法定外繰入（決算補填）	1,220 億円	49 億円	－	－
	前年度繰上充用	66 億円	0.15 億円	－	－

◇ 本県国保の一人当たり保険給付費の推移（年度）

